

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

平成28年3月7日

保健福祉部

1 改正の趣旨

介護保険制度の見直しに伴い、施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を改めようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）
- (2) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
- (3) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）
- (4) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）
- (5) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）

3 改正の内容

- (1) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正

地域密着型特別養護老人ホームに併設された事業所であって従業者を置かないことができるものに、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

- (2) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 通所介護

- (ア) 利用定員が10人以下の場合の看護職員及び介護職員の配置基準の特例を廃止する。
- (イ) 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準を削る。

イ 短期入所生活介護

基準該当短期入所生活介護事業所を併設しなければならない事業所に、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

ウ 特定施設入居者生活介護

- (ア) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類に、指定地域密着型通所介護を加える。
- (イ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を開始するに当たり、業務を委託する契約を締結しなければならない受託居宅サービス事業者に、指定地域密着型通所介護を提供する事業者を加える。
- (3) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 介護予防通所介護

指定介護予防通所介護事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、一体的に事業を運営する場合の人員及び設備の基準を定める。

イ 介護予防特定施設入居者生活介護

- (ア) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を委託することができる事業者に、指定地域密着型サービス事業者を加える。
- (イ) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における受託介護予防サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類に、指定地域密着型通所介護を加える。
- (ウ) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を開始するに当たり、業務を委託する契約を締結しなければならない受託介護予防サービスの事業者に、指定地域密着型通所介護事業者を加える。
- (4) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 地域密着型通所介護

- (ア) 指定地域密着型通所介護に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (イ) 指定療養通所介護を指定地域密着型通所介護の一部に位置付け、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (ウ) 指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業の指定を併せて受け、一体的に事業を運営する場合の人員及び設備の基準を削る。

イ 認知症対応型通所介護

指定認知症対応型通所介護事業者は、助言等を聴くために運営推進会議を設置し、当該助言等の記録を公表しなければならないものとする。

ウ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設に併設された事業所であって従業者を置かないことができるものに、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

- (5) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

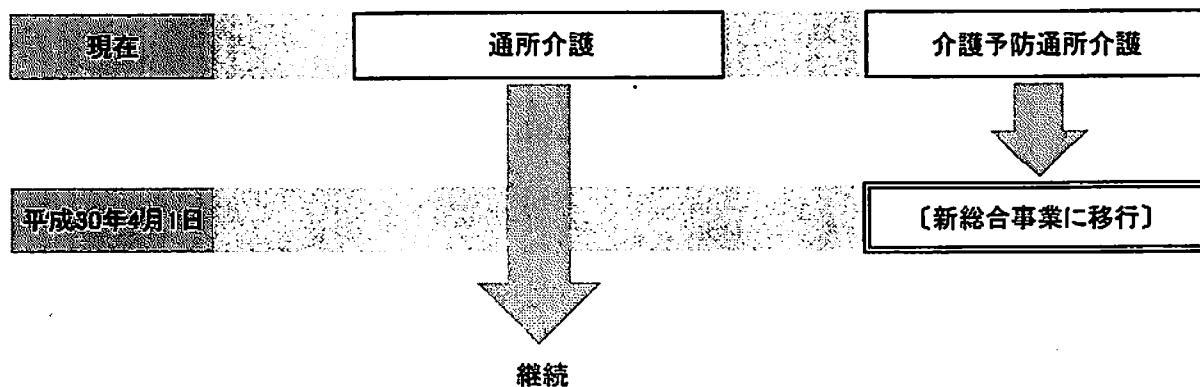
指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、助言等を聞くために運営推進会議を設置し、当該助言等の記録を公表しなければならないものとする。

4 施行期日

- (1) 3(1)・(2)・(3)・(4)(ア(ウ))を除く。)・(5) 平成28年4月1日
(2) 3(4)ア(ウ) 平成30年4月1日

通所介護サービスの分類の見直し

現行条例



条例改正後

